

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由	
目次			目次				
編	章	節	編	章	節		
第1編 総則	第1章 計画の目的・性格等	第1節 目的	第1章 計画の目的・性格等	第1章 計画の目的・性格等	第1節 目的		
		第2節 計画の性格			第2節 計画の性格		
		第3節 計画の構成			第3節 計画の構成		
		第4節 用語			第4節 用語		
	第2章 風水害防災面から見た福岡県 の特性・災害の想定	第1節 県域の概況	第2章 風水害防災面から見た福岡 県の特性・災害の想定	第1節 県域の概況	第2節 福岡県の気象災害の特色		
		第2節 福岡県の気象災害の特色					
		第3節 災害の想定					
	第3章 防災関係機関等の業務大綱	第1節 実施責任	第3章 防災関係機関等の業務大綱	第1節 実施責任	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱		
		第2節 処理すべき事務又は業務の大綱					
		第3節 県民及び企業等の基本的責務					
	第4章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	第4章 計画の運用等	第1節 平常時の運用	第2節 災害時の運用		
		第2節 災害時の運用					
		第3節 計画の周知					
	第5章 災害に関する調査研究の推進		第5章 災害に関する調査研究の推進				
第2編 災害予防計画	第1章 防災基盤の強化	第1節 治水治山の対策	第1章 防災基盤の強化	第1章 防災基盤の強化	第1節 治水治山の対策		
		第2節 土砂災害の防止			第2節 土砂災害の防止		
		第3節 高潮等の対策			第3節 高潮等の対策		
		第4節 火災の予防			第4節 火災の予防		
		第5節 都市構造の防災化			第5節 都市構造の防災化		
		第6節 建築物及び文化財等の災害予防			第6節 建築物及び文化財等の災害予防		
		第7節 高層建築物の災害予防			第7節 高層建築物の災害予防		
		第8節 地下空間の災害予防			第8節 地下空間の災害予防		
		第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防			第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防		
		第10節 電気施設、ガス施設の災害予防			第10節 電気施設、ガス施設の災害予防		
		第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防			第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防		
		第12節 交通施設の災害予防			第12節 交通施設の災害予防		
	第2章	第1節 県民が行う防災対策	第2章	第1節 県民が行う防災対策			

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧				新				改正理由
第2編 災害予防計画	県民等の防災力の向上	第2節	自主防災体制の整備	第2編 災害予防計画	県民等の防災力の向上	第2節	自主防災体制の整備	字句の修正
		第3節	企業等防災対策の促進			第3節	企業等防災対策の促進	
		第4節	防災知識の普及			第4節	防災知識の普及	
		第5節	防災訓練の充実			第5節	防災訓練の充実	
		第6節	県民の心得			第6節	県民の心得	
	第3章 効果的な応急活動のための事前対策	第1節	広域応援・受援体制の整備		第3章 効果的な応急活動のための事前対策	第1節	広域応援・受援体制の整備	
		第2節	<u>防災施設</u> ・資機材等の整備			第2節	<u>防災体制</u> ・施設・資機材等の整備	
		第3節	災害救助法等の運用体制の整備			第3節	災害救助法等の運用体制の整備	
		第4節	気象等観測体制の整備			第4節	気象等観測体制の整備	
		第5節	情報管理体制の整備			第5節	情報管理体制の整備	
		第6節	広報・広聴体制の整備			第6節	広報・広聴体制の整備	
		第7節	二次災害の防止体制の整備			第7節	二次災害の防止体制の整備	
		第8節	避難体制の整備			第8節	避難体制の整備	
		第9節	交通・輸送体制の整備			第9節	交通・輸送体制の整備	
	第3章 効果的な応急活動のための事前対策	第10節	帰宅困難者支援体制の整備		第3章 効果的な応急活動のための事前対策	第10節	帰宅困難者支援体制の整備	孤立集落対策を記載することによる修正
		第11節	保健医療福祉活動の調整			第11節	保健医療福祉活動の調整	
		第12節	医療救護体制の整備			第12節	医療救護体制の整備	
		第13節	要配慮者安全確保体制の整備			第13節	要配慮者安全確保体制の整備	
		第14節	災害ボランティアの活動環境等の整備			第14節	災害ボランティアの活動環境等の整備	
		第15節	災害備蓄物資等の整備・供給			第15節	災害備蓄物資等の整備・供給	
		第16節	住宅の確保体制の整備			第16節	住宅の確保体制の整備	
		第17節	保健衛生・防疫体制の整備			第17節	保健衛生・防疫体制の整備	
		第18節	災害廃棄物処理体制の整備			第18節	災害廃棄物処理体制の整備	
		第19節	鉱山の災害予防			<u>第19節</u>	<u>災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防</u>	
		第20節	農業水産業の災害予防			<u>第20節</u>	鉱山の災害予防	
		第21節	複合災害の予防			<u>第21節</u>	農業水産業の災害予防	
		第22節	防災関係機関における業務継続計画			<u>第22節</u>	複合災害の予防	
		第23節	防災関係機関における業務継続計画			<u>第23節</u>	防災関係機関における業務継続計画	
	第3編 災害応急対策計画	第1節	災害対策系統図		第3編 災害応急対策計画	第1節	災害対策系統図	
		第2節	県等の組織体制の確立			第2節	県等の組織体制の確立	
		第3節	自衛隊の災害派遣要請			第3節	自衛隊の災害派遣要請	
		第4節	応援要請			第4節	応援要請	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
		第5節 災害救助法の適用			第5節 災害救助法の適用	孤立集落対策を記載することによる修正
		第6節 要員の確保			第6節 要員の確保	
		第7節 災害ボランティアの受入・支援			第7節 災害ボランティアの受入・支援	
	第2章 災害応急対策活動	第1節 防災気象情報等の伝達	第2章 災害応急対策活動		第1節 防災気象情報等の伝達	
		第2節 被害情報等の収集伝達			第2節 被害情報等の収集伝達	
		第3節 広報・広聴			第3節 広報・広聴	
		第4節 避難対策の実施			第4節 避難対策の実施	
		第5節 水防対策の実施			第5節 水防対策の実施	
		第6節 消防活動			第6節 消防活動	
		第7節 警備対策の実施			第7節 警備対策の実施	
		第8節 救出活動			第8節 孤立集落における災害応急対策	
		第9節 医療救護			第9節 救出活動	
		第10節 飲料水の供給			第10節 医療救護	
		第11節 食料の供給			第11節 飲料水の供給	
		第12節 生活必需品等の供給			第12節 食料の供給	
		第13節 交通対策の実施			第13節 生活必需品等の供給	
		第14節 緊急輸送の実施			第14節 交通対策の実施	
		第15節 保健衛生、防疫、環境対策			第15節 緊急輸送の実施	
		第16節 要配慮者の支援			第16節 保健衛生、防疫、環境対策	
		第17節 安否情報の提供			第17節 要配慮者の支援	
		第18節 遺体の搜索、収容及び火葬			第18節 安否情報の提供	
		第19節 障害物の除去			第19節 遺体の搜索、収容及び火葬	
		第20節 文教対策の実施			第20節 障害物の除去	
		第21節 住宅の確保			第21節 文教対策の実施	
		第22節 災害廃棄物等の処理			第22節 住宅の確保	
第3編 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策活動	第23節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	第3編 災害応急対策計画	第2章 災害応急対策活動	第23節 災害廃棄物等の処理	
		第24節 電気施設、ガス施設の災害応急対策			第24節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策	
		第25節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策			第25節 電気施設、ガス施設の災害応急対策	
		第26節 交通施設の災害応急対策			第26節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策	
		第27節 在港船舶の避難対策			第27節 交通施設の災害応急対策	
		第28節 土砂災害の応急対策			第28節 在港船舶の避難対策	
					第29節 土砂災害の応急対策	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
第4編 災害復旧・復興計画		第29節 高層建築物の災害応急対策			第30節 高層建築物の災害応急対策	記載の適正化
		第30節 地下空間の災害応急対策			第31節 地下空間の災害応急対策	
		第31節 二次災害の防止			第32節 二次災害の防止	
		第32節 鉱山の災害応急対策			第33節 鉱山の災害応急対策	
		第33節 農林水産施設等の災害応急対策			第34節 農林水産施設等の災害応急対策	
		第34節 大気汚染による災害応急対策			第35節 大気汚染による災害応急対策	
	第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	第1節 基本方針	第1章 災害復旧・災害復興の基本方針	第1節 基本方針	第1節 基本方針	
		第2節 災害復旧・復興計画の構成			第2節 災害復旧・復興計画の構成	
		第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置			第3節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置	
	第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画	第2章 災害復旧事業の推進	第1節 復旧事業計画	第1節 復旧事業計画	
		第2節 激甚災害の指定			第2節 激甚災害の指定	
	第3章 被災者等の生活再建等の支援	第1節 罹災証明書の発行	第3章 被災者等の生活再建等の支援	第1節 罹災証明書の発行	第1節 罹災証明書の発行	
		第2節 被災者台帳の整備			第2節 被災者台帳の整備	
		第3節 生活相談			第3節 生活相談	
		第4節 女性のための相談			第4節 男女の心身の健康に関する相談	
		第5節 雇用機会の確保			第5節 雇用機会の確保	
		第6節 義援金品の受付及び配分等			第6節 義援金品の受付及び配分等	
		第7節 生活資金の確保			第7節 生活資金の確保	
		第8節 郵便事業の特例措置			第8節 郵便事業の特例措置	
		第9節 租税の徴収猶予、減免等			第9節 租税の徴収猶予、減免等	
		第10節 災害弔慰金等の支給等			第10節 災害弔慰金等の支給等	
		第11節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発			第11節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発	
	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	第4章 経済復興の支援	第1節 金融措置	第1節 金融措置	
		第2節 流通機能の回復			第2節 流通機能の回復	
	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	第5章 復興計画	第1節 復興計画作成の体制づくり	第1節 復興計画作成の体制づくり	
		第2節 復興に対する合意形成			第2節 復興に対する合意形成	
		第3節 復興計画の推進			第3節 復興計画の推進	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第1編 総則 第1章 計画の目的・性格等 第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。 計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。 計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。 - 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 - 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 - 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 - 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 - 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情	第1編 総則 第1章 （略） 第1節 目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第40条の規定に基づき、福岡県の地域に係る防災（災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興）のうち風水害対策等に関し、福岡県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として福岡県防災会議が定めたものであり、県民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害の軽減を図り、もって社会秩序の維持と県民福祉の確保に万全を期することを目的とする。 計画の実施に当たっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害からの迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、県民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくべく、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した県民運動の展開が必要である。 計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。 - 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 - 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 - 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 - 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 - 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情	記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。 なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画による。 第2節～第4節 （略）	を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人、<u>外国人</u>などの参画を拡大する。 なお、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）に定める特別防災区域に係る防災については、同法第31条の規定に基づく福岡県石油コンビナート等防災計画による。 第2節～第4節 （略）	消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正
第2章 風水害防災面からみた福岡県の特性・災害の想定 第1節 県域の概況 第1～第3 （略） 第4 社会的条件 1～2 （略） 3 経済・産業の状況 平成29年度の県内総生産は19兆6,792億円で九州・沖縄の約38.2%、全国の約3.5%を占めている。 本県の産業構造としては、第1次産業（0.9%）、第2次産業（20.5%）、第3次産業（78.1%）の総生産額の比率となっており、第3次産業のウエイトが高く、第1次産業のウエイトが低くなっている。 （平成29年度県民経済計算年報（令和2年3月発表）） 県内4地域を見ると、全地域とも第3次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第3次、北九州地域、筑豊地域は第2次、筑後地域は第1次及び第2次産業の構成比が高い。	第2章 風水害防災面からみた福岡県の特性・災害の想定 第1節 県域の概況 第1～第3 （略） 第4 社会的条件 1～2 （略） 3 経済・産業の状況 令和3年度の県内総生産は19兆4,571億円で、九州・沖縄の約37.2%、全国の約3.4%を占めている。 本県の産業構造としては、<u>総生産額における比率が</u>、第1次産業0.6%、第2次産業19.6%、第3次産業78.8%となっており、第3次産業が最も高く、次いで第2次産業、第1次産業の順となっている。 県内4地域を見ると、全地域とも第3次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第3次産業が、北九州地域及び筑豊地域は第2次産業が、筑後地域は第1次及び第2次産業が特に高い傾向となっている（令和3年度県民経済・市町村民経済計算報告書（令和6年7月発表））。	記載の適正化
第3章 防災関係機関等の業務大綱 第1節 （略） 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 第1～第6 （略） 第7 指定地方公共機関	第3章 防災関係機関等の業務大綱 第1節 （略） 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱 第1～第6 （略） 第7 指定地方公共機関	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
1～7（略） 8 一般 社団法人福岡県歯科医師会 （略） 9～15（略） 第3節（略） 第4章～第5章 （略）	1～7（略） 8 <u>公益</u> 社団法人福岡県歯科医師会 （略） 9～15（略） 第3節（略） 第4章～第5章 （略）	記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の強化 第1節 治水治山の対策 県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。 さらに、<u>水災</u>については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 県は、<u>盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ</u>、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の<u>是正指導</u>を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難時基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 〈主な実施機関〉 国（九州地方整備局）、県（県土整備部・農林水産部・建築都市部）、市町村 第1 治水計画 1 河川対策 （1）河川の改修 ア～エ （略） オ 中小河川（河川整備課） 安全で安心な生活のための社会資本整備として、<u>地域性に配</u>	第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の強化 第1節 治水治山の対策 県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。 さらに、<u>水災害</u>については、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。 県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、地方公共団体は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。 <u>また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ</u>、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに<u>監督処分</u>や撤去命令等の<u>行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置</u>を行うものとする。<u>さらに</u>、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難時基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。 〈主な実施機関〉 国（九州地方整備局）、県（県土整備部・農林水産部・建築都市部）、市町村 第1 治水計画 1 河川対策 （1）河川の改修 ア～エ （略） オ 中小河川（河川整備課） 安全で安心な生活のための社会資本整備として、<u>地域特性を</u>	記載の適正化 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>慮</u>しながら河道拡幅や築堤等の河川改修事業を実施する。 特に都市化が進展している地域を流れる多々良川、那珂川、<u>樋井川</u>、紫川等については、都市資産を守るため、計画に基づいて整備を実施する。 カ （略） （２）洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア （略） イ 洪水浸水想定区域の指定（九州地方整備局、河川管理課、市町村） 河川管理者は、<u>水防法の一部改正（H27.5）に基づき指定した洪水予報を実施する河川及び洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）を定めその水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）について</u>、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を調査し、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。<u>また、県は、その他の河川についても、役場等の所在地にかかる河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等への浸水想定情報を提供しよう努めるものとする。</u> <u>市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。</u> ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。 市町村は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、市町村防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出	<u>踏まえながら</u>河道拡幅や築堤等の河川改修事業を実施する。 特に都市化が進展している地域を流れる多々良川、那珂川、紫川等については、都市資産を守るため、計画に基づいて整備を実施する。 カ （略） （２）洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア （略） イ 洪水浸水想定区域の指定（九州地方整備局、河川管理課、市町村） 河川管理者は、<u>水防法第14条第2項に基づき</u>、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を調査し、洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。 ただし、現況の浸水想定区域を想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、新たな洪水浸水想定区域とみなす。 市町村は、洪水浸水想定区域の指定のあったときは、市町村防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに洪水浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するものをいう。以下同じ。）の所有者又は管理者から申し出	記載の適正化 水防法改正に伴う修正 水防法改正に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 ウ～オ （略） 2～3 （略） 第2 （略） 第2節 土砂災害の防止 県、市町村及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、<u>危険箇所を把握し、危険箇所における災害防止策をハード・ソフト</u>両面から実施する。 なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。 特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等<u>の指定をし</u>、市町村はそれに基づき警戒避難体制<u>の整備やハザードマップの作成を行うなど</u>、土砂災害の防止に努める。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、<u>災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮する</u>ものとする。 県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（県土整備部・農林水産部・建築都市部）、市町村 第1 土石流対策（砂防課、市町村） 1 土石流危険渓流の定義 <u>この計画において「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家（人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流で、資料編（災害危険箇所一覧）に掲げるものをいう。</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土石流危険渓流 参照</u> 2 対策 <u>（1）避難体制等の整備</u> 市町村及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置するものとする。 <u>ア 土石流危険渓流の周知</u> 市町村防災計画に、土石流危険渓流及び土石流危険区域を掲載するとともに、関係機関に危険箇所マップを常設し、関係	があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。 ウ～オ （略） 2～3 （略） 第2 （略） 第2節 土砂災害の防止 県、市町村及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、<u>土砂災害防止対策をソフト・ハード</u>両面から実施する。 なお、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。 特にソフト面では、県が土砂災害警戒区域等<u>を指定し</u>、市町村はそれに基づき、<u>ハザードマップの作成、配布を行うなど</u>警戒避難体制<u>を整備し</u>、土砂災害の防止に努める。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、<u>災害の再発防止に向けて、市町村と連携して災害防止事業に取り組む</u>ものとする。 県及び市町村は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（県土整備部・農林水産部・建築都市部）、市町村 第1 土砂災害の定義 「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として県民の生命又は身体に生ずる被害をいう。 第2 土砂災害防止対策（ソフト対策） 1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策（砂防課、市町村） <u>（1）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定</u> 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（＝「土砂災害防止法」）<u>に基づき、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域※¹・土砂災害特別警戒区域※²として指定する。土砂災害警戒区域等の指定に当たっては、国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を速やかに公表する。公表に当たっては特別警戒区域に相当する区域がわかるように努め</u>	国の制度変更及び構成の見直しによる修正 【旧】 第4 土砂災害防止対策 1 【旧】 第4 土砂災害防止対策 2（1）

【新】
第3 土砂災害防止対策
（ハード対策）
1（3）イ～カ

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
住民に危険箇所を周知する。 さらに各危険渓流には、危険渓流標識等を設置し、周知の徹底を図る。 <u>イ</u> 警戒避難雨量の設定 警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、土石流危険渓流ごと、もしくは地域ごとに設定する。 <u>ウ</u> 警報装置等の整備 関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。 <u>(2)</u> 避難路の整備等 避難路の整備等については本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第8節「避難体制の整備」による。 <u>(3)</u> 情報収集及び伝達体制の整備 <u>ア</u> 情報の収集 市町村及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておくものとする。 <u>イ</u> 情報の伝達 <u>(ア)</u> 市町村及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に務めるものとする。 <u>(イ)</u> 市町村及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並びにその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意するものとする。 <u>(ウ)</u> 市町村は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険渓流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮するものとする。 <u>(4)</u> 防災知識の普及 市町村及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、<u>特に土石流による</u>災害の発生する恐れのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努めるものとする。 <u>ア</u> 土石流災害の特性 <u>イ</u> 警戒避難すべき土石流の前兆現象 <u>(ア)</u> 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合 <u>(イ)</u> 渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合 <u>(ウ)</u> 降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少し始めた場合	る。また、<u>土砂災害警戒区域等を指定する時は、あらかじめ関係市町村長の意見を聴く。</u> <u>※1「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。</u> <u>※2「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。</u> <u>(2) 現況</u> 現在、土砂災害警戒（特別）区域として指定されている区域は、災害危険箇所編のとおりである。 <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害（特別）警戒区域指定集計表 参照</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（土石流） 参照</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（急傾斜地の崩壊） 参照</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害（特別）警戒区域指定一覧表（地すべり） 参照</u> <u>(3) 対策</u> <u>ア 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備</u> 土砂災害警戒区域等の指定を受けた市町村長は、市町村防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な<u>警戒避難体制に関する事項を定める</u>ものとする。 また、指定を受けた区域内に、土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な<u>要配慮者利用施設がある時は、その名称及び所在地について定める</u>ものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 なお、県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。 <u>イ</u> 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知	【旧】 第4 土砂災害防止対策 2 (1) 【旧】 記載箇所の集約 【旧】 第4 土砂災害防止対策 2 (1) 2、3段落目

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

【新】
第2 土砂災害防止対策
1 (3) ウ

【新】
第3 土砂災害防止対策
(ハード対策)
2 (1) ~ (3)

旧	新	改正理由
(上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため) (エ) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合 (オ) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合 ウ 災害時の心得 (ア) 気象予警報等の聴取方法 (イ) 避難の時期、方法、場所 (ウ) 飲料水、非常食料の準備 (エ) その他災害特性に応じた措置 (5) 砂防指定地の指定 主務大臣は、砂防法第2条により、「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために指定を行う。 (6) 砂防事業の実施 県は、<u>危険溪流</u>における既設砂防えん堤の有無、保全対象及び砂防事業の必要性等を考慮し、順次砂防事業を実施していくものとする。 第2 地すべり対策（農村森林整備課・砂防課、市町村） 1 地すべり防止区域の指定 主務大臣は、「地すべり等防止法」第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域を指定する。 2 地すべり危険箇所 <u>地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」として選定している。</u> 3 現況 現在、防止区域に指定されている区域及び<u>地すべり危険箇所</u>は、災害危険箇所編のとおりである。 資料編（災害危険箇所一覧）－地すべり防止区域一覧表 参照 資料編（災害危険箇所一覧）－<u>地すべり危険箇所</u> 参照 4 対策 (1) 行為の制限 地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害した<u>り</u>、助長し、もしくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。 (2) 避難体制等の整備 市町村は、住民が安全な避難を行えるよう、市町村防災計画に、<u>地すべり危険箇所</u>を掲載し、また関係機関に<u>危険箇所</u>マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。 (3) 地すべり防止工事の実施 地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。	土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を<u>記載した</u>印刷物等（ハザードマップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、住民への<u>継続的</u>で分かりやすい周知に努める。 なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、上記と同様の措置を講ずるものとする。 ウ 防災知識の普及 市町村及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から継続的に下記事項をはじめとする防災知識の普及を図るとともに、災害の発生する恐れのある時期（梅雨期・台風期）に先がけ又は全国的に実施される土砂災害防止月間等において各種行事や防災訓練等の実施に努めるものとする。 (ア) <u>土砂災害</u>の特性 (イ) 警戒避難すべき<u>土砂災害</u>の前兆現象 a <u>土石流の前兆現象</u> ・立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合 ・溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざり始めた場合 ・降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合 (上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため) ・溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合 ・溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその前兆が出始めた場合 b <u>地すべりの前兆現象</u> ・沢や井戸の水が濁る場合 ・地面にひび割れができる場合 ・斜面から水が噴き出す場合 c <u>急傾斜地の崩壊の前兆現象</u> ・がけに割れ目が見える場合 ・がけから水が湧き出ている場合 ・がけから小石がばらばらと落ちてくる場合 (ウ) 災害時の心得 a 気象予警報等の聴取方法 b 避難の時期、方法、場所	【旧】 第4 土砂災害防止対策 2 (1) 2、3段落目 【旧】 第1 土石流対策 2 (4)

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 第3 急傾斜地崩壊対策（砂防課・建築指導課、市町村） 1 急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。 (1) 災害危険区域の指定 県は、急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜地の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を建築基準法39条に基づき、災害危険区域として指定する。 (2) 急傾斜地崩壊危険箇所 <u>がけ崩れの発生するおそれのある箇所を「急傾斜地崩壊危険箇所」としている。</u> 2 現況 現在急傾斜地崩壊危険区域として指定、<u>また危険箇所として選定している区域は災害危険箇所編のとおりである。</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－急傾斜地危険箇所（①自然斜面 ②人工斜面）参照</u> 資料編（災害危険箇所一覧）－急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表参照 3 対策 (1) 規制 崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、<u>法律</u>に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行う。<u>また</u>、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資のあっせん等を行い、移転を促進する制度がある。 (2) 避難体制等の整備 ア 急傾斜地崩壊危険箇所の周知 市町村防災計画に、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>を掲載するとともに、関係機関に<u>危険箇所</u>マップを常設し、関係住民に危険箇所を周知する。 イ 自主防災組織の育成 市町村は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の町内会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。	○ 飲料水、非常食料の準備 △ その他災害特性に応じた措置 第3 土砂災害防止対策（ハード対策） 1 土石流対策（砂防課、市町村） (1) 砂防指定地の指定 主務大臣は、砂防法第2条により、「治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として、土石流の発生を助長する行為を制限するために指定を行う。 (2) 現況 <u>現在、砂防指定地として指定されている区域は、災害危険箇所編のとおりである。</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－砂防指定地指定箇所数と指定面積 参照</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－砂防指定地箇所 参照</u> (3) 対策 ア 行為の制限 <u>砂防指定地内においては、治水上砂防のために支障のある行為は、「砂防法」第4条に基づき行為の制限を行う。</u> イ 避難体制等の整備 市町村及び関係機関は、関係住民を安全な避難場所に誘導するため、次の項目について措置するものとする。 (ア) 土石流のおそれのある箇所の周知 市町村防災計画に、<u>土砂災害警戒区域等</u>を掲載するとともに、関係機関に<u>ハザードマップ</u>を常設し、関係住民に危険箇所を周知する。 (イ) 警戒避難雨量の設定 警戒又は避難を行うべき基準は雨量で定め、<u>土砂災害警戒区域</u>ごと、もしくは地域ごとに設定する。 (ウ) 警報装置等の整備 関係住民の避難が自主的かつ円滑に実施されるよう簡易雨量計、警報装置等を整備する。 (エ) 避難路の整備等 避難路の整備等については本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第8節「避難体制の整備」による。 (オ) 情報の収集 市町村及び関係機関は、日頃から過去の災害事例等を基にどの程度の雨量があれば、土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておくものとする。 (カ) 情報の伝達 a 市町村及び関係機関は、情報伝達に必要な機器の整備、充実に努めるものとする。 b 市町村及び関係機関は、所有、管理する伝達機器並び	【旧】 第1 土石流対策 2 (5) 【旧】 第1 土石流対策 2 (1)～(3)

【新】
第3 土砂災害防止対策
（ハード対策）
3 (1)～(3)

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
ウ 避難に係る警報装置等の整備 市町村及び関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等を整備する。 エ 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施 市町村は、地元警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。 特に、雨量については、各危険区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整えなければならない。 オ 情報の収集及び伝達体制の整備 (ア) 情報の収集 市町村及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。 (イ) 情報の伝達 市町村は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。 (3) 急傾斜地崩壊防止工事 県は、急傾斜地法に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次施工する。 第4 土砂災害防止対策（砂防課、市町村） 1 土砂災害の定義 「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりを発生原因として県民の生命又は身体に生ずる被害をいう。 「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要のある土地の区域をいう。 「土砂災害特別警戒区域」とは、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域をいう。 2 対策	にその稼働に必要な動力源が浸水等により被害をうけ、伝達不能にならないようその設置箇所に留意するものとする。 オ 市町村は、関係住民に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、土砂災害のおそれのある溪流周辺における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実行者による緊急情報の伝達方法についても、その整備に配慮するものとする。 ウ 砂防事業の実施 県は、土砂災害のおそれのある溪流における既設砂防えん堤の有無、保全対象及び砂防事業の必要性等を考慮し、順次砂防事業を実施していくものとする。 2 地すべり対策（農村森林整備課・砂防課、市町村） (1) 地すべり防止区域の指定 主務大臣は、「地すべり等防止法」第3条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域を指定する。 (2) 現況 現在、地すべり防止区域として指定されている区域は、災害危険箇所編のとおりである。 資料編（災害危険箇所一覧）－地すべり防止区域一覧表 参照 (3) 対策 ア 行為の制限 地すべり防止区域内においては、地すべりの防止を阻害し、または地すべりを助長し、もしくは誘発する原因となる行為は、「地すべり等防止法」第18条に基づき行為の制限を行う。 イ 避難体制等の整備 市町村は、住民が安全な避難を行えるよう、市町村防災計画に、土砂災害警戒区域等を掲載し、また関係機関にハザードマップを常設し、関係住民に危険箇所を周知するとともに、避難体制等の整備を図る。 ウ 地すべり防止工事の実施 地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。 なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況においては、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 3 急傾斜地崩壊対策（砂防課・建築指導課、市町村） (1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定 県は、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第	【旧】 第1 土砂流対策 2 (1)～(3) 【旧】 第1 土砂流対策 2 (6) 【旧】 第2 地すべり対策 【旧】 第3 急傾斜地崩壊対策

【新】
第2 土砂災害防止対策
1 (1) ※1及び※2

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（＝「土砂災害防止法」）<u>及び</u>国土交通省が定める「土砂災害防止対策基本指針」に基づく基礎調査を実施し、その結果を公表する。公表に当たっては特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。また、関係市町村長の意見を聴いて、<u>土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域として指定する。</u> 土砂災害警戒区域等の指定を受けた市町村長は、市町村防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、<u>避難、救助その他必要な措置を講じるものとする。</u> また、指定を受けた区域内に<u>要配慮者利用施設</u>で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。 なお、県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図るものとし、当該区域が指定されている場合には、関係部局と連携し、その周知を図るものとする。 <u>(2) 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知</u> 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、<u>継続的な</u>住民への分かりやすい周知に努める。 なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、<u>土砂災害警戒区域の指定後</u>、上記と同様の措置を講ずるものとする。 <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害警戒区域指定一覧表 参照</u> <u>資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害特別警戒区域指定一覧表 参照</u> <u>(3) 土砂災害対策施設の整備等</u> 県は、<u>土砂災害のおそれがある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を推進する。</u>	3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。 <u>また</u>、県は、急傾斜地崩壊危険区域やその区域以外で急傾斜地の崩壊によって著しく危険の及ぶ区域を建築基準法39条に基づき、災害危険区域として指定する。 <u>(2) 現況</u> 現在、急傾斜地崩壊危険区域として指定<u>され</u>ている区域は災害危険箇所編のとおりである。 資料編（災害危険箇所一覧）－急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表 参照 <u>(3) 対策</u> <u>ア 規制</u> <u>急傾斜地</u>崩壊危険区域内においては、「がけ地」の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為は、「<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</u>」第7条に基づき規制し、「がけ地」の保全を図るとともに、居住用建物に関しては、建築基準法に基づき建築制限を行う。<u>なお</u>、移転を必要とし、かつ移転可能な居住用建物については、費用の助成、融資のあっせん等を行い、移転を促進する制度がある。 <u>イ 避難体制等の整備</u> <u>(ア) 急傾斜地崩壊のおそれのある箇所の周知</u> 市町村防災計画に、<u>土砂災害警戒区域等</u>を掲載するとともに、関係機関に<u>ハザードマップ</u>を常設し、関係住民に危険箇所を周知する。 <u>(イ) 自主防災組織の育成</u> 市町村は、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、区域の町内会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。 <u>(ウ) 避難に係る警報装置等の整備</u> 市町村及び関係機関は、急傾斜地崩壊危険区域内の住民の避難が円滑に実施されるよう、簡易雨量計、警報装置等を整備する。 <u>(エ) 急傾斜地崩壊危険区域の防災パトロール及び点検の実施</u> 市町村は、地元警察署と連携して、危険区域の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、管轄区域内について、梅雨期、台風期また豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施するとともに、当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂有無、湧水・地表水の危険雨量等についての的確に把握しておく。 特に、雨量については、各危険区域に設置された簡易雨量計により、自主的な観測体制を整えなければならない。 <u>(オ) 情報の収集</u>	【旧】 第3 急傾斜地崩壊対策

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第5 （略） 第6 宅地防災対策（都市計画課） 1 宅地造成工事の規制区域の指定 人口増加等による宅地需要のため、丘陵地、山麓地における宅地開発に伴い、がけ崩れや土砂の流出等の災害が発生しているため、都市計画法の開発許可制度及び宅地造成等規制法に基づき、その許可の技術基準審査において必要な指導その他適切な規制を行うほか、砂利採取法・森林法その他関係法令の所管部局との連絡調整により必要な指導を行い、災害の未然防止を図る。 2 現況 宅地造成等規制法による規制区域については、現在北九州市、福岡市でのみ指定されている。 3 対策 （1）監督処分 許可に係る行為で、是正等を要する場合には、法律の規定に基づき下記のとおり速やかに処置する。 ア 都市計画法の監督処分 （ア）許可、若しくは承認の取消し、変更、効力の停止 （イ）許可、若しくは承認の条件の変更、附加 （ウ）工事停止命令 （エ）その他、違反是正措置命令 イ 宅地造成等規制法の監督処分 （ア）許可の取消し （イ）工事停止命令	市町村及び関係機関は、日頃から、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報等情報の収集に努める。 （カ）情報の伝達 市町村は、急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、危険区域における簡易雨量計等の観測者及び防災パトロール実施者に夜間の緊急な伝達方法も、十分に配慮しておく。 ウ 急傾斜地崩壊防止工事 県は、「<u>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律</u>」に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高いもの及び地域住民の協力が得られるものから順次施工する。 第4 （略） 第5 盛土等防災対策（開発・盛土指導課） 1 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定 県、政令指定都市又は中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定し、当該規制区域内で行われる盛土等工事の許可審査において必要な指導その他適切な規制を行うほか、砂防法、森林法その他の関係法令の所管部局との連絡調整により必要な指導を行い、災害の未然防止を図る。 2 現況 宅地造成及び特定盛土等規制法による規制区域については、下記のとおり各許可権者により指定済又は指定予定である。 福岡県：令和7年10月1日指定（予定） 北九州市：令和7年4月1日指定 福岡市：令和7年5月26日指定 久留米市：令和8年度指定（予定） 3 対策 （1）規制 規制区域内で行われる一定規模の盛土等の工事について、技術基準に基づく許可、工事状況の把握及び現地での検査を行う。	【旧】 第3 急傾斜地崩壊対策 組織再編及び法改正に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>（ウ）宅地</u>の使用禁止、使用制限 <u>（エ）代執行</u> （<u>2</u>）防災パトロール パトロールを強化して、<u>違反宅地造成</u>、危険<u>宅地</u>の発見に努め、これらに対し是正措置を指導するとともに、防災措置を指導する。 なお、<u>宅地造成規制法</u>に基づき、勧告又は改善命令を受けた<u>もの</u>に対し、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度（<u>1,030 万円又は工事費の9 割の、いずれか低い額が上限</u>）が設けられている。 。 第3節 （略） 第4節 火災の予防 （略） 第1 消防力の強化（防災危機管理局、市町村） 1～5 （略） 6 消防団の体制整備 消防団組織の整備と活動の<u>充実のため</u>、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。 また、消防団員の確保に当たっては、<u>公務員への働きかけ、女性や大学生の入団促進など幅広い層へ働きかけるとともに</u>、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。 なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。 7～9 （略） 第2 火災予防対策（防災危機管理局、市町村、消防機関） 1～3 （略） 4 住民に対する啓発 市町村は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防	（<u>2</u>）<u>監督処分・改善命令</u> <u>規制</u>に係る行為で、是正等を要する場合には、法律の規定に基づき下記のとおり速やかに処置する。 ア 許可の取消し イ 工事停止命令 ウ <u>土地</u>の使用禁止、使用制限 エ <u>土地の保全に係る勧告・改善命令</u> <u>オ 代執行</u> （<u>3</u>）防災パトロール パトロールを強化して、<u>不法盛土</u>、危険<u>盛土</u>の発見に努め、これらに対し是正措置を指導するとともに、防災措置を指導する。 なお、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>に基づき、勧告又は改善命令を受けた<u>宅地</u>に対し、住宅金融支援機構の宅地防災工事資金融資制度が設けられている。 第3節 （略） 第4節 火災の予防 （略） 第1 消防力の強化（防災危機管理局、市町村） 1～5 （略） 6 消防団の体制整備 消防団組織の整備と活動の<u>充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実</u>、消防団員の処遇改善や<u>必要な資格の取得など実践的な</u>教育訓練の充実を図るとともに、防災資機材格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。 また、消防団員の確保に当たっては、<u>公務員や女性、大学生など幅広い層の入団促進に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める</u>とともに、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備する。 なお、消防団員の確保については、基本団員（全ての活動に参加）の確保を基本とするが、基本団員の確保が困難な場合は、特定の活動や大規模災害等に限定して参加する「機能別団員・分団制度」等により、地域の実情に適した入団促進を行う。 7～9 （略） 第2 火災予防対策（防災危機管理局、市町村、消防機関） 1～3 （略） 4 住民に対する啓発 市町村は、災害発生時における住宅からの火災発生を未然に防	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
止するため、住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図るとともに、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。 なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。 5～8 （略） 第5節 都市構造の防災化 第1～第5 （略） 第6 造成地の災害予防対策（<u>都市計画課</u>） 第6節～第8節 （略） 第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。 また、通信事業者は、通信設備の浸水防止対策、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとする。 〈主な実施機関〉 通信事業者 第1～第2 （略） 第10節～第11節 （略） 第12節 交通施設の災害予防 （略） 第1 道路施設 1 （略） 2 国・県（道路維持課、道路建設課）・市町村・警察（公安委員会） （1）道路防災点検 （略） ア 道路防災点検 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。	止するため、消火訓練や住宅防火診断等を通じ、災害発生時の火気使用設備・火気器具の適切な取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と初期消火対策の徹底を図るとともに、住宅用火災警報器・防災品等による延焼拡大防止や、住宅用防災機器（住警器）の設置・普及促進に努める。 なお、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がいのある人等の住宅を優先して住宅防火診断等を実施する。 5～8 （略） 第5節 都市構造の防災化 第1～第5 （略） 第6 造成地の災害予防対策（<u>開発・盛土指導課</u>） 第6節～第8節 （略） 第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 通信事業者は、電気通信設備等に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該施設を災害から防除し、一般通信サービスを確保するための予防措置を講ずる。 また、通信事業者は、通信設備の浸水防止対策、県及び市町村の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。 〈主な実施機関〉 通信事業者 第1～第2 （略） 第10節～第11節 （略） 第12節 交通施設の災害予防 （略） 第1 道路施設 1 （略） 2 国・県（道路維持課、道路建設課）・市町村・警察（公安委員会） （1）道路防災対策 （略） ア 道路防災点検 道路隣接法面の路面への崩落が予想される箇所及び路体崩壊が予想される箇所等を把握するため、「道路防災点検」を実施する。	消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正 組織再編に伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
イ 道路の防災工事 アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。 (2)～(3) (略) (4) 道路冠水対策 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 (5) (略) 3～4 (略) 第2 (略) 第3 港湾施設等 1 (略) 2 整備方針（港湾課・水産振興課、福岡市、北九州市） 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。また、走錨等に起因する	イ 道路の防災工事 アの調査に基づき、道路の防災工事が必要な箇所について、工法決定のための測量、地質調査、設計等を行いその対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路の法面未対策箇所の整備について、計画的に推進する。 <u>また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け換え等の対策を推進するものとする。</u> (2)～(3) (略) (4) 道路冠水対策 道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。 <u>また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。</u> (5) (略) 3～4 (略) 第2 (略) 第3 港湾施設等 1 (略) 2 整備方針（港湾課・水産振興課、福岡市、北九州市） 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 また、近年の高波災害<u>や気候変動</u>を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。<u>また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。</u> 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。また、走錨等に起因する	防災基本計画（R6.6修正） に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正） に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正） に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。 第４（略） 第２章 県民等の防災力の向上 第１節～第３節（略） 第４節 防災知識の普及 （略） 第１ 県民等に対する防災知識の普及 県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・ＤＶの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。 なお、ハザードマップ等の活用の際には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先	事故の可能性がある海上施設周辺海域に面する臨港道路において、船舶の走錨等による臨港道路の損壊を未然に防止するため、必要に応じて、防衛工を設置するものとする。 第４（略） 第２章 県民等の防災力の向上 第１節～第３節（略） 第４節 防災知識の普及 （略） 第１ 県民等に対する防災知識の普及 県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する<u>ことに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u> 県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・ＤＶの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。 また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。 なお、ハザードマップ等の活用の際には、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先	防災基本計画（Ｒ6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 1～2 （略） 第1～第5 （略） 第6 防災知識の普及に際しての留意点等（防災危機管理局・関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 第7 （略） 第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村） 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第5節 防災訓練の充実 県、市町村及び防災関係機関は、防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、<u>関係機関等の参加とその他関係団体及び要配慮者</u>も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施するものとする。	を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。 1～2 （略） 第1～第5 （略） 第6 防災知識の普及に際しての留意点等（防災危機管理局・関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、<u>津波防災の日</u>、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 第7 （略） 第8 災害教訓の伝承（防災危機管理局、市町村） 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧・情報発信・共有できるよう、地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑</u>が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。 また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。 第5節 防災訓練の充実 県、市町村及び防災関係機関は、防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、<u>関係機関、障がい者や外国人などの要配慮者及び要配慮者を支援する者</u>も含めた地域住民等とも連携した各種災害に関する訓練を継続的に実施するものとする。	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関 第1～第3 (略) 第4 防災訓練に際しての留意点等（関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、<u>地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。</u> また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。 第5 (略) 第6節 県民の心得 (略) 第1 家庭における心得	〈主な実施機関〉 県、市町村、防災関係機関 第1～第3 (略) 第4 防災訓練に際しての留意点等（関係各課、市町村） 県及び市町村は、防災週間、<u>津波防災の日</u>、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、<u>地域における避難行動要支援者を支援する体制の整備や、被災時における多様な性のニーズ、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに</u>十分配慮するよう努めるものとする。 また、避難訓練を行う場合には、災害遭遇時の人間の心理、すなわち、災害に直面した場合に避難することを躊躇することが多いという心理特性も意識するように努める。避難行動を開始するには、その心理特性を理性的に取り払って避難を開始する必要があることを住民に理解させ、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し他の住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。 第5 (略) 第6節 県民の心得 (略) 第1 家庭における心得	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
1～3 （略） 4 土砂災害発生時の心得 （1） （略） （2） <u>土砂災害が迫って逃げる際には、流れに直角に避難する。</u> <u>土砂災害が迫って逃げる際には、土石流はスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。</u> 5 （略） 第2 （略） 第3章 効果的な応急活動のための事前対策 第1節 広域応援・受援体制の整備 大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。	1～3 （略） 4 土砂災害発生時の心得 （1） （略） （2） <u>土砂災害のうち、土石流が迫って逃げる際には、土砂や木が流下するスピードが速いため、流れを背にして逃げるのではなく、直角に逃げる。がけ崩れの場合は、斜面から離れるように逃げる。</u> 5 （略） 第2 （略） 第3章 効果的な応急活動のための事前対策 第1節 広域応援・受援体制の整備 大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める<u>とともに、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるよう留意する</u>ものとする。また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 県及び市町村は、<u>市町村の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに</u>、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を	記載の適正化 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関 第1～第3 （略） 第4 防災関係機関の広域応援体制の整備 1 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課） （1）～（2） （略） （3）防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 県は、<u>災害派遣精神医療チーム（DPA T）等の体制の充実</u>に努めるものとする。 県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 2 （略） 3 消防機関 消防機関は、「緊急消防援助隊受援計画」に<u>基づき</u>、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助	避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（関係各課）、警察、市町村、消防機関、防災関係機関 第1～第3 （略） 第4 防災関係機関の広域応援体制の整備 1 県（防災危機管理局、医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、関係各課） （1）～（2） （略） （3）防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT）、<u>災害派遣精神医療チーム（DPA T）、災害薬事コーディネーター、災害支援ナース</u>の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 県は、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）、日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）等との連携等</u>に努めるものとする。 県は、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）等の整備に努めるものとする。 県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。 2 （略） 3 消防機関 消防機関は、「緊急消防援助隊受援計画」に<u>基づくほか、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅</u>	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 福岡県保健医療計画（第8次）を踏まえた修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
活動等の体制整備に努めるものとする。 4 九州地方整備局 九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－nORCE）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 なお、九州地方整備局は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。 また、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うよう努めるものとする。 資料編 応援協定－九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成21年5月11日締結）参照（県土整備総務課） 第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 第6 （略） 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 （略） 第1 ～第4 （略） 第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関） 1 計画方針	速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の体制整備に努めるものとする。 4 九州地方整備局 九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等を派遣し、ヘリ、無人航空機等を活用した被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援、その他災害応急対策など、応急復旧活動に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。 なお、九州地方整備局は、被災地方公共団体等を支援するため、大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で、特に緊急を要すると認められるときには、緊急車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。 また、油及び漂流物の回収を目的とした所有船舶による危険物の障害物除去、避難住民の運送及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うよう努めるものとする。 資料編 応援協定－九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ（平成21年5月11日締結）参照（県土整備総務課） 第5 受援計画（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。 第6 （略） 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 （略） 第1 ～第4 （略） 第5 装備資機材等の整備充実（防災関係機関） 1 計画方針	字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
防災関係機関は、応急対策の実施のため、災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。 2 整備項目 (1) (略) (2) (略) (3) 特殊車両の増強 ア 交通規制標識車 イ オフロード二輪車 <u>ウ</u> トイレカー <u>エ</u> キッチンカー <u>オ</u> 給水車 <u>カ</u> その他災害活動に必要な車両 (4) (略) 3～5 (略) 第6 (略) 第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村）	防災関係機関は、応急対策の実施のため、<u>大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する</u>災害用装備資機材等を、あらかじめ整備充実するものとする。<u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u>また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。 2 整備項目 (1) (略) (2) (略) (3) 特殊車両の増強 ア 交通規制標識車 イ オフロード二輪車 <u>ウ 消防ポンプ自動車</u> <u>エ</u> トイレカー <u>オ</u> キッチンカー <u>カ</u> 給水車 <u>キ</u> その他災害活動に必要な車両 (4) (略) 3～5 (略) 第6 (略) 第7 被害情報等の収集体制の整備（関係各課、市町村） <u>県及び市町村は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、巡視船、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。</u> <u>また、</u>情報の収集等の迅速正確を期するため収集及び伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法、写真撮影等について、あらかじめ整備するものとする。 第8～第9 (略) 第3節～第4節 (略) 第5節 情報管理体制の整備 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の初動応急活動に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備強化を積極的に行う。また、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害において	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
は浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。 また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び県・市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。 国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。 〈主な実施機関〉 九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者 第１～第５ （略） 第６ 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） １ 基本方針 防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。 ２ 整備項目 （１）～（３） （略） （４）福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、福岡県防災情報システムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう検討を加えるものとする。	保守点検を実施し、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図る。 また、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び県・市町村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、報道機関に加え、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」や、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化を図るものとする。国、県、市町村及び放送事業者等は、気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。 国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。 〈主な実施機関〉 九州地方整備局、第七管区海上保安本部、大阪航空局、県（防災危機管理局・医療指導課）、警察（警備課）、市町村、消防機関、放送事業者 第１～第５ （略） 第６ 各種防災情報システムの整備（防災危機管理局、市町村、防災関係機関） １ 基本方針 防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。 ２ 整備項目 （１）～（３） （略） （４）福岡県防災情報システムについては、災害の巨大化・被害の甚大化に伴う多重化の必要性が増している状況や、情報システム技術の高度化等を踏まえ、<u>国が運用する総合防災情報システム（SOBO-WEB）等との連携を行うなど、大規模かつ広域的な災害に対応できる適切な機能を追加するとともに、</u>福岡県防災情報システムのあり方も含め、時代に応じたシステムになるよう<u>継続的に</u>検討を加えるものとする。	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第7～第8 （略） 第6節 広報・広聴体制の整備 （略） 第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関） 1～11 （略） 12 国、県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 13 （略） 第2～第4 （略） 第7節 （略） 第8節 避難体制の整備 （略） 第1 （略） 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備 （略） 1～2 （略） 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 （1） （略） （2） 指定避難所の指定 市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定	第7～第8 （略） 第6節 広報・広聴体制の整備 （略） 第1 被災者への的確な情報伝達体制の整備（国、県（防災危機管理局・関係各課）、市町村、公共機関、放送事業者、通信事業者、ライフライン関係機関） 1～11 （略） 12 国、県及び市町村は、<u>外国人や</u>障がいの種類及び程度に応じて障がい者が、緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。 13 （略） 第2～第4 （略） 第7節 （略） 第8節 避難体制の整備 （略） 第1 （略） 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び避難者の生活環境の整備 （略） 1～2 （略） 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 （1） （略） （2） 指定避難所の指定 市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。 また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、<u>家庭動物の受入れ方法</u>等について、住民への周知徹底を図るものとする。 また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定	消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。 (3)～(5) (略) 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1)～(2) (略) (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 イ <u>必要に応じ</u>、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。 ウ～キ (略) (4) (略) 5 (略) 6 <u>多様な避難状況の把握</u>	される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。 また、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮する。指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。学校における指定避難所運営に関しては、県及び市町村の防災部局と教育関係部局が連携し、適切な協力体制の構築に努めるものとする。併せて、指定避難所として指定されている学校の災害時の安全性確保のための方策を検討するものとする。 (3)～(5) (略) 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1)～(2) (略) (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、<u>給水タンク</u>、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、ガス設備、<u>衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器</u>等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 イ 良好な生活環境を確保するために、<u>あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ</u>、換気、照明等の整備にも努める。 ウ～キ (略) (4) (略) 5 (略) 6 <u>避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援</u> <u>県及び市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が</u>	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(1)～(2) (略) 第3 (略) 第9節 交通・輸送体制の整備 (略) 第1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。） ）の確認等に関する手続 1 (略) 2 (略) 3 緊急通行車両等の確認等に関する手続き (1) (略) (2) <u>申請者</u> (略) (3) <u>申請先</u> (略) (4) <u>申請書類</u> (略) (5)～(7) (略) 第2 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続 1 (略) 2 規制除外車両の事前届出 (1) (略) (2) <u>申請者</u>	<u>地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。</u> <u>在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。</u> <u>また、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。</u> (1)～(2) (略) 第3 (略) 第9節 交通・輸送体制の整備 (略) 第1 緊急通行車両・緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。） ）の確認等に関する手続 1 (略) 2 (略) 3 緊急通行車両等の確認等に関する手続き (1) (略) (2) <u>申出者</u> (略) (3) <u>申出先</u> (略) (4) <u>申出に必要な書類</u> (略) (5)～(7) (略) <u>4 緊急通行車両等の事前届出に関する周知等について</u> <u>福岡県知事又は福岡県公安委員会は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。</u> 第2 規制除外車両の事前届出・確認に関する手続 1 (略) 2 規制除外車両の事前届出 (1) (略) (2) <u>届出者</u>	防災基本計画（R6.6修正） に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正） に基づく修正 規程に基づく用語の整理 防災基本計画（R6.6修正） に基づく修正 規程に基づく用語の整理

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(略) (3) <u>申請先</u> (略) (4) <u>申請書類</u> (略) (5) (略) 3 (略) 第3 緊急輸送体制の整備 1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関） 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定<u>の締結等により</u>、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。 2～3 (略) 4 緊急輸送道路の啓開体制の整備（<u>企画課</u>、道路維持課、関係出先事務所） 道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、<u>あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し</u>、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。 また、<u>道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとし</u>、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 5 港湾等の啓開体制の整備（<u>企画課</u>、港湾課、水産振興課、関係出先事務所） (略) 第10節～第11節 (略)	(略) (3) <u>届出先</u> (略) (4) <u>届出に必要な書類</u> (略) (5) (略) 3 (略) 第3 緊急輸送体制の整備 1 輸送車両等の確保（防災危機管理局、関係各課、市町村、防災関係機関） 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定<u>を締結するなど、トラック、船舶、ヘリコプター、無人航空機等による輸送体制の整備に努めるものとし</u>、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について予め定めるよう努めるものとする。 2～3 (略) 4 緊急輸送道路の啓開体制の整備（<u>県土整備企画課</u>、道路維持課、関係出先事務所） 道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去（<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む。</u>）による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、<u>他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材の確保等の対策を講じ、建設業者等との間で協定等を締結に努める等</u>、体制を整備しておくものとする。 また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 さらに、県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 5 港湾等の啓開体制の整備（<u>県土整備企画課</u>、港湾課、水産振興課、関係出先事務所） (略) 第10節～第11節 (略)	消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正 組織改正に伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 組織改正に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第12節 医療救護体制の整備 （略） 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・業務課・保健医療介護総務課・健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第5 （略） 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。 当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・人づくり・県民生活部・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者 第1 （略） 第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・<u>児童家庭課</u>・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） （略） 第3～第6 第7 外国人等への支援対策 1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） （略） （1）外国人に対する防災知識の普及対策 県及び市町村は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確	第12節 医療救護体制の整備 （略） 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・業務課・保健医療介護総務課・健康増進課こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第5 （略） 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 要配慮者及び避難行動要支援者（以下「要配慮者等」という。）は、自力避難や災害の認識、情報の受理等が困難な状況にあるため、県、市町村、避難行動要支援者が利用している社会福祉施設等の管理者は、災害等からの要配慮者等の安全確保に一層努める。<u>また、著しい高齢化が進行していることも踏まえ、福祉的な支援の充実を図るものとする。</u> 当該機関は相互に連携するとともに、消防団、自主防災組織等の防災関係機関、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、児童委員、障がい者団体等の福祉関係者、近隣住民、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力・参画により、要配慮者等を支援する体制づくりを推進し、平常時の所在把握・共有や情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施、発災後の迅速な避難誘導、安否確認等、要配慮者等の安全確保を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（保健医療介護部・福祉労働部・人づくり・県民生活部・商工部・総務部）、市町村、社会福祉施設管理者、介護老人保健施設管理者、病院管理者 第1 （略） 第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・<u>こども福祉課</u>・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） （略） 第3～第6 第7 外国人等への支援対策 1 外国人の支援対策（国際政策課、市町村） （略） （1）外国人に対する防災知識の普及対策 県及び市町村は、地域内で生活する外国人の災害時の安全確	字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 組織改正に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
保を図るため、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレットの配布、国際交流センターのホームページでの情報発信等により防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。市町村は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（J I Sで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。 （２）～（４）（略） ２（略） 第８ 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症を含む感染症の自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。 第９（略） 第14節（略） 第15節 災害備蓄物資等の整備・供給 第１ 共通方針 １ 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。 ２～４（略） ５ 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、<u>食料、飲料水及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする</u>。 また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅	保を図るため、<u>住民登録時等を活用した防災情報の情報発信ツールの在留外国人への周知</u>や、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や英語を始めとする外国語の防災パンフレットの配布、国際交流センターのホームページでの情報発信等により防災知識の普及に努めるとともに、災害時の避難場所等の情報提供体制の整備を図る。市町村は、避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化やマークの共通化（J I Sで規定された避難場所等に関する災害種別図記号の使用等）に努める。 （２）～（４）（略） ２（略） 第８ 新型インフルエンザ等感染症を含む感染症における自宅療養者等の避難の確保 県・保健所設置市の保健所等は、新型インフルエンザ等感染症等（<u>指定感染症及び新感染症を含む。</u>）発生時における自宅療養者等が発生した際は、被災に備えて、<u>災害発生前</u>から、防災担当部局（県の保健所等）にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。<u>これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。</u> 第９（略） 第14節（略） 第15節 災害備蓄物資等の整備・供給 第１ 共通方針 １ 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、<u>毛布、携帯トイレ、簡易トイレ</u>、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。 ２～４（略） ５ 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、<u>食料・飲料水・医療品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。</u> また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅	消防庁防災業務計画（R6. 6）の修正に伴う修正 防災基本計画（R6. 6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6. 6修正）に基づく修正 消防庁防災業務計画（R6. 6）の修正に伴う修正 防災基本計画（R6. 6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮するものとする。県は、避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。 7 （略） 8 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「飲料水の供給」、第11節「食料の供給」、第12節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第8 （略） 第16節 （略） 第17節 保健衛生・防疫体制の整備 （略） 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟（健康増進課・がん感染症疾病対策課・生活衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第2～第3 （略） 第4 家畜防疫への習熟（畜産課・家畜保健衛生所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟する。 第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村） 1 （略） 2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示さ	への避難者、所在が把握できる広域避難者、在住外国人、訪日外国人に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資料をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮するものとする。県は、避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。 7 （略） 8 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第11節「飲料水の供給」、第12節「食料の供給」、第13節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第8 （略） 第16節 （略） 第17節 保健衛生・防疫体制の整備 （略） 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟（健康増進課・がん感染症疾病対策課・生活衛生課・関係各課・保健福祉環境事務所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第16節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第2～第3 （略） 第4 家畜防疫への習熟（畜産課・家畜保健衛生所、市町村、関係機関） 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第16節「保健衛生、防疫、環境対策」に示す活動方法・内容について習熟する。 第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村） 1 （略） 2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第23節「災害廃棄物等の処理」に示さ	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
れたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、下水道課、市町村） 1 （略） 2 し尿処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3 （略） 第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村） 1 （略） 2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第4～5 （略） <u>（新節挿入）</u>	れたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第2 し尿処理体制の整備（廃棄物対策課、下水道課、市町村） 1 （略） 2 し尿処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第23節「災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3 （略） 第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物対策課、市町村） 1 （略） 2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第23節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 （略） 第4～5 （略） <u>第19節 災害時に孤立するおそれがある集落の災害予防</u> <u>令和6年能登半島地震では、限られた主要道路の崩壊による寸断や港湾施設の損壊等により、多くの集落が孤立する、半島のリスクが明らかとなった。</u> <u>本県においても、災害により、中山間地域、沿岸地域、島嶼部などの地区及び集落において、道路交通及び海上交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難もしくは不可能となる状態である孤立集落の発生が予想される。</u> <u>孤立集落における通信の途絶や道路の寸断、物資の不足等に備えるため、孤立集落対策として、所要の予防措置を講じるものとする。</u> <u>〈主な実施機関〉</u> <u>県、市町村、防災関係機関</u> <u>第1 災害時に孤立するおそれがある集落の把握</u> <u>県及び市町村は、大雨による土砂や流木の堆積、道路や橋梁の損壊等により、孤立するおそれがある集落について、次の各号の把握に努めることとする。</u> <u>1 場所</u> <u>2 人口（要配慮者の状況を含む）</u> <u>3 当該集落内の指定避難所の確保・整備状況</u>	字句の修正 字句の修正 孤立するおそれがある集落に関する調査（R6.5実施）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第19節～第22節（略）	<u>4 食料、飲料水、簡易トイレその他生活必需品の備蓄状況</u> <u>5 非常用電源の配備状況</u> <u>6 双方向の連絡が可能な非常用通信手段の配備状況</u> <u>7 その他孤立集落発生時に必要となる事項</u> <u>第2 孤立状態に対する予防措置</u> <u>県、市町村及び関係機関は、災害時に孤立状態となる地域が発生しないよう、第2編「災害予防計画」第1章「防災基盤の強化」に示す治水治山の対策や、土砂災害の防止等の取組を行うこととする。</u> <u>第3 必要となる設備や物資の確保</u> <u>県及び市町村は、孤立するおそれがある集落が孤立状態に陥った際、必要となる設備及び物資等の確保に努めるとともに、当該集落が所在する市町村にあっては、当該集落内の避難所等に必要となる設備及び物資を配置するよう努めるものとする。</u> <u>県は、市町村が設備及び物資等を確保できるよう、適宜、指導・助言を行うこととする。</u> <u>第4 孤立集落解消及び物資輸送体制の整備</u> <u>道路管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、速やかに孤立状態を解消するため、第2編「災害予防計画」第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第9節「交通・輸送体制の整備」に示す緊急輸送道路や港湾等の啓開体制を構築する。</u> <u>県及び市町村は、倒木等による道路の寸断や港湾等の損壊、これらを要因とする輸送力の低下など、空路による緊急輸送が有効と考えられる場合に、孤立集落が必要とする人員、資機材及び物資等を投入・輸送できるよう、ヘリコプターや無人航空機等を活用した、空路による輸送手段の確保に努めるものとする。</u> 第20節～第23節（略）	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立 第1節 （略） 第2節 県等の組織体制の確立 （略） 第1 県の配備動員・応急活動体制（防災危機管理局、全課（局）、関係出先事務所） 県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。 災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。 また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 → 図1 災害対策本部組織図 図2 災害対策本部動員伝達系統図 図3 災害対策本部組織機構図 1～6 （略）	第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立 第1節 （略） 第2節 県等の組織体制の確立 （略） 第1 県の配備動員・応急活動体制（防災危機管理局、全課（局）、関係出先事務所） 県は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、必要に応じ災害対策本部を設置して事態に対処するが、本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。 災害対策本部では、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図るものとする。災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。 また、県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署（航空運用調整班）の設置に努め、現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、調整に当たっては、 <u>必要に応じ</u> 、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。 → 図1 災害対策本部組織図 図2 災害対策本部動員伝達系統図 図3 災害対策本部組織機構図 1～6 （略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第2～第6 （略） 第3節 自衛隊の災害派遣要請 災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。 〈災害派遣要請機関〉 県（防災危機管理局）、第七管区海上保安本部、福岡、北九州空港事務所、市町村（通報） 第1～6 （略） 第4節 応援要請 （略） 第1 応援要請 1～5 （略） 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。 また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保するものとする。 加えて、県は他県等からの救助部隊等の迅速な受入れ調整を可能とするため、ヘリコプター着陸場を県庁周辺に確保するものとする。 なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。 (1) 情報提供体制 (2) 通信運用体制 (3) ヘリコプター離着陸場の確保 (4) 補給体制等 7 （略）	第2～第6 （略） 第3節 自衛隊の災害派遣要請 災害時における自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順、必要事項及び派遣部隊の活動等を明らかにし、応急対策に万全を期することを目的とする。 〈災害派遣要請機関〉 県（防災危機管理局）、第七管区海上保安本部、福岡空港事務所、北九州空港事務所、市町村（通報） 第1～6 （略） 第4節 応援要請 （略） 第1 応援要請 1～5 （略） 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。 また、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。<u>さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。</u> 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保するものとする。 加えて、県は他県等からの救助部隊等の迅速な受入れ調整を可能とするため、ヘリコプター着陸場を県庁周辺に確保するものとする。 なお、緊急消防援助隊の応援要請を行なった市町村は「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、緊急消防援助隊が円滑に活動することができるよう、次に掲げる事項について支援体制の確保を図るものとする。 (1) 情報提供体制 (2) 通信運用体制 (3) ヘリコプター離着陸場の確保 (4) 補給体制等 7 （略）	字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

図1 応援要請系統図

県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先
	総務部	
防災危機管理局	自衛隊派遣、各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方隊数部
	陸域市町での指定避難所の開設	関係市町村等
	陸域輸送の滞り	九州警察本部(佐世保支庁)・佐世保市 九州市交通局(福岡運輸支所)、東七ヶ浜区海上保安本部、西日本倉庫運送株式会社
	海上・陸上輸送の要請	北九州運輸局(福岡運輸支所)、第七管区海上保安本部、西日本倉庫運送株式会社
	陸域輸送の要請	気象庁警備部等
	陸上自動車輸送のあっせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸連(福岡運輸支所)
	物資のあっせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸連(福岡運輸支所)
	物資のあっせん(福祉関係機器)	関係団体
	日用品(食料)・飲料水の調達	協定業者
	リース機材の調達	協定業者
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者
	被災地等に必要となる電力・公共用体との連携確保、ネットライン確保	九州地方整備局
	放送要請	日本放送協会(福岡放送局)、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社フエニ福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS F M、ラプソディ国際放送株式会社
	地震緊急対策準備	日本放送協会(福岡放送局)
	消防・救命活動	消防庁
防災危機管理局	ヘリ・船舶の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警署
	ライフラインの優先復旧	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西ガス株式会社
	(早期回復を必要とする施設)	ライフラインの優先復旧
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊
	被災者生活支援	協定業者
	企画・地域振興部	
交通政策課	海上・陸上輸送の要請(離島航路、バス)	災害対策本部(総括班)と協働
	鉄道輸送の要請(帯下セクター線)	災害対策本部(総括班)と協働
	人づくり・県民生活部	
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会
	保健医療介護部	
保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療機関関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県(厚生労働省)
健康増進課	このころの健康づくり推進策	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院(DMA T含む)、災害拠点精神科病院(DPA T含む)
医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働
医療指導課	船舶による患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働
医療指導課	医療用品の調達	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機関協会、福岡県薬剤師会
業務課	医薬品等の供給	福岡県赤十字血液センター
業務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター
がん検診結果通知対策課	がん検診結果通知対策	県内市町村
生活衛生課	居住環境・大被害等	居住環境・大被害等
生活衛生課	けい・板等の確保・あっせん、遺体の搬送	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等
	福祉労働部	
福祉総務課	食料・飲料水、福祉用具の調達	協定業者
	環境部	
廃棄物対策課	見当不明な処理対象 ごみ焼却対策 し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省
	商工部	
商工政策課	生活必需品等の流通確保	九州百貨店協会、協賛業者、商工関係団体等
工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県L P ガス協会
	農林水産部	
国土利用課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体(協定関係)
水田農畜部課	農家の調達	農林水産省農産局等
畜産課	家畜の診療	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業交渉組合、市町村
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、本林などは福岡県森林組合連合会
	県土整備部	
河川維持課	緊急輸送路の確保	他都道府県
河川維持課	被災地の調査・評価	福岡県土木事務所
河川維持課	橋梁の調査	福岡県土木事務所
河川維持課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県土木事務所
河川維持課	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会
	建設都市部	
建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体
都市計画課	被災建築物被害調査士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村
都市計画課	被災建物住宅の調整	協定業者、内閣府
県営住宅課	公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県
	公安部(警視本部)	
警備課	緊急交通安全の確保等に関する交通安全講習 避難場所・その被災地における警察活動監視 その他必要があると認める警備	福岡県警備委員会

図1 応援要請系統図

県の担当課	予想される応援要請事項	県からの要請・連絡先
	総務部	
防災危機管理局	自衛隊派遣、各種支援要請	陸上自衛隊西部方面総監部・第四師団 航空自衛隊西部航空方面隊 海上自衛隊佐世保地方隊数部
	陸域市町での指定避難所の開設	関係市町村等
	陸域輸送の滞り	九州警察本部(佐世保支庁)・佐世保市 九州市交通局(福岡運輸支所)、東七ヶ浜区海上保安本部、西日本倉庫運送株式会社
	海上・陸上輸送の要請	北九州運輸局(福岡運輸支所)、第七管区海上保安本部、西日本倉庫運送株式会社
	陸域輸送の要請	気象庁警備部等
	陸上自動車輸送のあっせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸連(福岡運輸支所)
	物資のあっせん	福岡県トラック協会、福岡県バス協会 九州運輸連(福岡運輸支所)
	物資のあっせん(福祉関係機器)	関係団体
	日用品(食料)・飲料水の調達	協定業者
	リース機材の調達	協定業者
	通信機材等の調達	九州総合通信局、通信事業者
	被災地等に必要となる電力・公共用体との連携確保、ネットライン確保	九州地方整備局
	放送要請	日本放送協会(福岡放送局)、RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社フエニ福岡、株式会社T V Q九州放送、株式会社CROSS F M、ラプソディ国際放送株式会社
	地震緊急対策準備	日本放送協会(福岡放送局)
	消防・救命活動	消防庁
防災危機管理局	ヘリ・船舶の出動	消防庁、他都道府県、政令指定都市 自衛隊、第七管区海上保安本部、他都道府県警署
	ライフラインの優先復旧	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、西ガス株式会社
	(早期回復を必要とする施設)	ライフラインの優先復旧
	水道等ライフラインの災害応急措置に必要な人材派遣	自衛隊
	被災者生活支援	協定業者
	企画・地域振興部	
交通政策課	海上・陸上輸送の要請(離島航路、バス)	災害対策本部(総括班)と協働
	鉄道輸送の要請(帯下セクター線)	災害対策本部(総括班)と協働
	人づくり・県民生活部	
生活安全課	応急生活物資の確保、ボランティア活動の支援、医療・保健活動の確保	福岡県生活協同組合連合会
	保健医療介護部	
保健医療介護総務課	保健師・栄養士等医療機関関係者の派遣	県内市町村 近隣県、全国都道府県(厚生労働省)
健康増進課	このころの健康づくり推進策	厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、福岡県薬剤師会、災害拠点病院(DMA T含む)、災害拠点精神科病院(DPA T含む)
医療指導課	患者受入医療機関のあっせん	厚生労働省、県内医療機関
医療指導課	ヘリによる患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働
医療指導課	船舶による患者搬送	災害対策本部(総括班)と協働
医療指導課	医療用品の調達	厚生労働省、福岡県医薬品卸業協会、福岡県医療機関協会、福岡県薬剤師会
業務課	医薬品等の供給	福岡県赤十字血液センター
業務課	血液の安定供給	福岡県赤十字血液センター
がん検診結果通知対策課	がん検診結果通知対策	県内市町村
生活衛生課	居住環境・大被害等	居住環境・大被害等
生活衛生課	けい・板等の確保・あっせん、遺体の搬送	厚生労働省、警察、市町村、近隣県、民間業者等
生活衛生課	愛護動物の保護・収容	市町村、福岡県獣医師会、他都道府県、関係団体等
	福祉労働部	
福祉総務課	食料・飲料水、福祉用具の調達	協定業者
	環境部	
廃棄物対策課	見当不明な処理対象 ごみ焼却対策 し尿処理対策	市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省 市町村、関係団体、他都道府県、環境省
	商工部	
商工政策課	生活必需品等の流通確保	九州百貨店協会、協賛業者、商工関係団体等
工業保安課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県L P ガス協会
	農林水産部	
国土利用課	食料・飲料水の調達・あっせん	農業団体(協定関係)
水田農畜部課	農家の調達	農林水産省農産局等
畜産課	家畜の診療	福岡県獣医師会、北九州市獣医師会、福岡県農業交渉組合、市町村
林業振興課	非常災害用木材の調達・あっせん	九州森林管理局、製材品は福岡県木材組合連合会、本林などは福岡県森林組合連合会
	県土整備部	
河川維持課	緊急輸送路の確保	他都道府県
河川維持課	被災地の調査・評価	福岡県土木事務所
河川維持課	橋梁の調査	福岡県土木事務所
河川維持課	ライフラインの優先復旧 (早期回復を必要とする施設)	福岡県土木事務所
河川維持課	災害応急措置に必要な人材派遣	水道事業者、他都道府県、日本水道協会
	建設都市部	
建築指導課	応急危険度判定士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村、建築関係団体
都市計画課	被災建築物被害調査士の派遣	国土交通省、他都道府県、市町村
都市計画課	被災建物住宅の調整	協定業者、内閣府
県営住宅課	公営住宅への一時入居	市町村、他都道府県
	公安部(警視本部)	
警備課	緊急交通安全の確保等に関する交通安全講習 避難場所・その被災地における警察活動監視 その他必要があると認める警備	福岡県警備委員会

改正理由

組織再編に伴う修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第2 （略） 第5節～第7節 （略） 第2章 災害応急対策活動 第1節 防災気象情報等の伝達 第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統 1～3 （略） 4 記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。 福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。 5 竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。 6 火災気象通報 火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。これを受けた市町村長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。 火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。 ※「乾燥注意報」の基準：実効湿度60%以下でかつ最小湿度40%以下 ※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速12m/s以上	第2 （略） 第5節～第7節 （略） 第2章 災害応急対策活動 第1節 防災気象情報等の伝達 第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統 1～3 （略） 4 火災気象通報 火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台長が気象の状況が、火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。これを受けた市町村長は必要と認めた場合に、火災警報を発表できる。 火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とする。なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。 ※「乾燥注意報」の基準：実効湿度60%以下でかつ最小湿度40%以下 ※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速12m/s以上 5 その他の重要な情報等 （1）記録的短時間大雨情報 県内で大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。 福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。 （2）竜巻注意情報 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域（福岡地域、北九州地域、筑豊地域、筑後地域）単位で発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。 この情報の有効期間は、発表から1時間である。	重要度等による記載順序の修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由																																										
第2 警報・注意報等の伝達系統 1～6 （略） 7 異常現象発見時の通報（災害対策基本法54条関連） （1）～（4） （略） （5）異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表	第2 警報・注意報等の伝達系統 1～6 （略） 7 異常現象発見時の通報（災害対策基本法54条関連） （1）～（4） （略） （5）異常現象通報先機関名及び電話番号一覧表																																											
<table><tr><th>通報先機関名</th><th>電話番号</th><th>備考</th></tr><tr><td>・福岡管区气象台</td><td>(092)725- <u>3600</u></td><td>気象及び水象に関する事項</td></tr><tr><td></td><td>(092)725- 3609</td><td>地震に関する事項（官庁執務時間）</td></tr><tr><td></td><td>(092)725- 3606</td><td>地震に関する事項（夜間・休日）</td></tr><tr><td>・福岡県防災危機管理局</td><td>(092)641- 4734</td><td>夜間退庁時災害連絡用</td></tr><tr><td>・福岡県警察本部</td><td>(092)641- 4141</td><td>内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間・5505</td></tr><tr><td>・第七管区海上保安本部</td><td>(093)321- 2931</td><td></td></tr></table>	通報先機関名	電話番号	備考	・福岡管区气象台	(092)725- <u>3600</u>	気象及び水象に関する事項		(092)725- 3609	地震に関する事項（官庁執務時間）		(092)725- 3606	地震に関する事項（夜間・休日）	・福岡県防災危機管理局	(092)641- 4734	夜間退庁時災害連絡用	・福岡県警察本部	(092)641- 4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間・5505	・第七管区海上保安本部	(093)321- 2931		<table><tr><th>通報先機関名</th><th>電話番号</th><th>備考</th></tr><tr><td>・福岡管区气象台</td><td>(092)725- <u>3604</u></td><td>気象及び水象に関する事項（<u>官庁執務時間</u>）</td></tr><tr><td></td><td>(092)725- 3609</td><td>地震に関する事項（官庁執務時間）</td></tr><tr><td></td><td>(092)725- 3606</td><td>地震に関する事項（夜間・休日）</td></tr><tr><td>・福岡県防災危機管理局</td><td>(092)641- 4734</td><td>夜間退庁時災害連絡用</td></tr><tr><td>・福岡県警察本部</td><td>(092)641- 4141</td><td>内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間・5505</td></tr><tr><td>・第七管区海上保安本部</td><td>(093)321- 2931</td><td></td></tr></table>	通報先機関名	電話番号	備考	・福岡管区气象台	(092)725- <u>3604</u>	気象及び水象に関する事項（ <u>官庁執務時間</u> ）		(092)725- 3609	地震に関する事項（官庁執務時間）		(092)725- 3606	地震に関する事項（夜間・休日）	・福岡県防災危機管理局	(092)641- 4734	夜間退庁時災害連絡用	・福岡県警察本部	(092)641- 4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間・5505	・第七管区海上保安本部	(093)321- 2931		記載の適正化
通報先機関名	電話番号	備考																																										
・福岡管区气象台	(092)725- <u>3600</u>	気象及び水象に関する事項																																										
	(092)725- 3609	地震に関する事項（官庁執務時間）																																										
	(092)725- 3606	地震に関する事項（夜間・休日）																																										
・福岡県防災危機管理局	(092)641- 4734	夜間退庁時災害連絡用																																										
・福岡県警察本部	(092)641- 4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間・5505																																										
・第七管区海上保安本部	(093)321- 2931																																											
通報先機関名	電話番号	備考																																										
・福岡管区气象台	(092)725- <u>3604</u>	気象及び水象に関する事項（ <u>官庁執務時間</u> ）																																										
	(092)725- 3609	地震に関する事項（官庁執務時間）																																										
	(092)725- 3606	地震に関する事項（夜間・休日）																																										
・福岡県防災危機管理局	(092)641- 4734	夜間退庁時災害連絡用																																										
・福岡県警察本部	(092)641- 4141	内線：5722 5723（警備課） FAX：5729 夜間・5505																																										
・第七管区海上保安本部	(093)321- 2931																																											
8 （略） 第3 （略） 第4 土砂災害警戒情報（砂防課・防災危機管理局、福岡管区气象台） 1～4 （略） 5 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。 福岡県土整備部砂防課 TEL. 092-643-3678 FAX. 092-643-3689 九州地方整備局 (河川管理課) 共同発表 第七管区海上保安本部 福岡県総務部 防災危機管理局 市町村 消防本部 一般住民 福岡管区气象台 TEL. 092-725-<u>3600</u> FAX. 092-771-2886 日本放送協会(NHK)	8 （略） 第3 （略） 第4 土砂災害警戒情報（砂防課・防災危機管理局、福岡管区气象台） 1～4 （略） 5 土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報の連絡系統・情報提供は次の図のとおりとする。 福岡県土整備部砂防課 TEL. 092-643-3678 FAX. 092-643-3689 九州地方整備局 (河川管理課) 共同発表 第七管区海上保安本部 福岡県総務部 防災危機管理局 市町村 消防本部 一般住民 福岡管区气象台 TEL. 092-725-<u>3604</u> FAX. 092-771-2886 日本放送協会(NHK)	記載の適正化																																										
6～8 （略） 第2節 被害情報等の収集伝達 （略）	6～8 （略） 第2節 被害情報等の収集伝達 （略）																																											

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第1 災害情報の収集（防災危機管理局・農林事務所、市町村） 1 （略） 2 災害情報の把握 県及び市町村は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。 情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。 県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 （１）～（９） （略）	第1 災害情報の収集（防災危機管理局・農林事務所、市町村） 1 （略） 2 災害情報の把握 県及び市町村は、災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、<u>高所監視カメラ、消防庁映像共有システム等</u>による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。 情報連絡員が情報収集のため被災地に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。 県は、人的被害の数については、一元的に集約、調整を行うものとする。その際、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。県は、当該情報が得られた際は、関係機関の協力を得て、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。 国、県、市町村及び指定公共機関は道路等の途絶によるいわゆる孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。 （１）～（９） （略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
3～6 （略） 第2～第4 （略） 第3節 広報・広聴 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。 なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関 第1 災害広報の実施 1 県における広報 （1）広報内容 ア 県の行う広報内容 （略） （ア）～（オ） （略） （カ）a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（交通政策課、<u>空港事業課</u>、港湾課） b 道路損壊等による交通規制（道路維持課） （キ）～（セ） （略） イ （略） （2）～（3） （略） 2～3 （略） 第2～第3 （略） 第4 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動 1 （略） 2 内容 （1） （略） （2） 市町村の相談活動 市町村は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。 → 第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」 ・ 第3節「生活相談」 ・ 第4節 <u>「女性のための相談」</u>	3～6 （略） 第2～第4 （略） 第3節 広報・広聴 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。 <u>また、インターネット上の偽情報・誤情報について、関係機関の協力を得て、特に被災地に関する偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、被災者等が的確な情報を入手するための注意喚起を図るなど、必要な対策を講じるよう努めるものとする。</u> なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。 〈主な実施機関〉 県（関係各課）、警察（警備課）、市町村、防災関係機関 第1 災害広報の実施 1 県における広報 （1）広報内容 ア 県の行う広報内容 災（略） （ア）～（オ） （略） （カ）a 空港・港湾の規制及び各種輸送機関の通行状況（交通政策課、<u>空港対策局</u>、港湾課） b 道路損壊等による交通規制（道路維持課） （キ）～（セ） （略） イ （略） （2）～（3） （略） 2～3 （略） 第2～第3 （略） 第4 県民等からの問い合わせへの対応及び相談活動 1 （略） 2 内容 （1） （略） （2） 市町村の相談活動 市町村は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談または要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。 → 第4編「災害復旧・復興計画」第3章「被災者等の生活再建等の支援」 ・ 第3節「生活相談」 ・ 第4節 <u>「男女の心身の健康に関する相談」</u>	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 記載の適正化 <u>字句の修正</u>

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第4節 避難対策の実施 (略) 第1～第3 (略) 第4 指定避難所等の開設 1 市町村 市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図るものとする。 指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。 また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 指定避難所等を開設する場合、市町村は以下の点に留意するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 避難者名簿の作成(なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする) (5) (略) (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備	第4節 避難対策の実施 (略) 第1～第3 (略) 第4 指定避難所等の開設 1 市町村 市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図るものとする。 指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。 また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。 <u>また、指定避難所等に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れることとする。</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。 指定避難所等を開設する場合、市町村は以下の点に留意するものとする。 (1)～(3) (略) (4) 避難者名簿の作成(なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者や、家庭動物の受入状況を含む避難状況等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする) (5) (略) (6) <u>避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するなどによる良好な居住性の確保、当該指定避難所における食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、簡</u>	防災基本計画 (R6.6修正) に基づく修正 防災基本計画 (R6.6修正) に基づく修正 防災基本計画 (R6.6修正) に基づく修正 防災基本計画 (R6.6修正) に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(7) <u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。</u> ア (略) イ 受入れ状況及び受入れ人員 ※ 指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報についても、早期に把握するよう努めるものとする。 ウ～エ (略) (8)～(9) (略) (10) 感染症対策 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 2 (略) 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理（市町村）(略) 1～2 (略) 3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・生活衛生課、がん感染症疾病対策課、市町村） 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (1)～(7) (略) 第6～第7 (略) 第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮 <u>（市町村）</u>	<u>易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置</u>及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備 (7) <u>避難所の開設状況等、次に掲げる事項について、県への報告</u> (略) ア (略) イ 受入れ状況及び受入れ人員 ※ 指定避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者や、<u>家庭動物の受入状況を含む避難状況</u>等に係る情報についても、早期に把握するよう努めるものとする。 ウ～エ (略) (8)～(9) (略) (10) 感染症対策 指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 <u>また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。</u> 2 (略) 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理（市町村）(略) 1～2 (略) 3 保健・衛生対策（保健医療介護総務課・医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・生活衛生課、がん感染症疾病対策課、市町村） 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、市町村は、プライバシーの確保状況、段ボールベッド等の活用状況、パーティション、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、<u>薬剤師</u>、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、<u>栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u>また、必要に応じ、<u>被災者支援等の観点から</u>指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。 (1)～(7) (略) 第6～第7 (略) 第8 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮 <u>県及び市町村は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用</u>	に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 厚生労働省科学研究「薬剤師のための災害対策マニュアル」で、避難所における環境衛生対策と感染対策が薬剤師の業務として位置づけられていることに伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め<u>なければならない</u>。 第9（略） 第5節～第7節（略） <u>（新節挿入）</u>	<u>者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。</u> <u>また、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u> <u>このほか、</u>やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努め<u>るものとする</u>。 第9（略） 第5節～第7節（略） <u>第8節 孤立集落における災害応急対策</u> <u>災害時に孤立集落が発生した場合、直ちに孤立状態の解消に取り組むとともに、孤立集落が必要とする支援を実施する。</u> <u>〈主な実施機関〉</u> <u>県、市町村、防災関係機関</u> <u>第1 孤立集落発生状況の把握</u> <u>国、県、市町村及び指定公共機関は、道路の寸断や港湾等の損壊等による孤立集落について、早期解消の必要があることから、それぞれの所管する道路や港湾等のほか、通信、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県及び市町村に連絡するものとする。また、県及び市町村は当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握するものとする。</u> <u>第2 孤立集落発生時の対応</u> <u>道路管理者等は、速やかに孤立状態を解消するため、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第27節「交通施設の災害応急対策」に示す道路啓開等に取り組む。</u> <u>また、県及び市町村は、陸路や海路、ヘリコプターや無人航空機等による空路といったあらゆる手段を利用して輸送手段を確保し、飲料水、食料及び医薬品等の緊急輸送その他の孤立集落が必要とする支援を実施する。</u> 第9節 救出活動 災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 孤立するおそれがある集落に関する調査（R6.5実施）に基づく修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的的重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。 そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>感染症対策のため</u>、職員の健康管理<u>やマスク着用</u>等を徹底するものとする。 〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉労働部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村第1～第4（略） 第9節 医療救護 （略） 第1～第4（略） 第5 医薬品等の供給（薬務課、市町村） 1～3（略） 4 県は、災害の状況に応じて、モバイルファーマシーの医療救護所等への出動を県薬剤師会へ、モバイルファーマシーへの医薬品の搭載を県医薬品卸業協会へ要請する。 5（略） 第6～第7（略） 第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム） 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が	埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的的重大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。 そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、<u>新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ</u>、職員の健康管理等を徹底するものとする。 〈主な実施機関〉 県（総務部・福祉労働部）、警察、第七管区海上保安本部、市町村第1～第4（略） 第10節 医療救護 （略） 第1～第4（略） 第5 医薬品等の供給（薬務課、市町村） 1～3（略） 4 県は、災害の状況に応じて、<u>災害薬事コーディネーターを医療救護調整本部等に配置する。また、必要に応じて</u>、モバイルファーマシーの医療救護所等への出動を県薬剤師会へ、モバイルファーマシーへの医薬品の搭載を県医薬品卸業協会へ要請する。 5（略） 第6～第7（略） 第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム 県は、被災地域内における医師等の不足、医薬品等の不足により医療救護活動が円滑に実施できない場合には、県内の他地域や他県、国に対し、医療救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請や傷病者の受入要請等、広域的な調整を図るとともに、円滑な医療救護活動が実施できるよう移動手段や活動場所（医療機関、救護所、広域搬送拠点等）等の確保について、支援・調整を図るものとする。 その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 福岡県保健医療計画（第8次）を踏まえた修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にDMA T調整本部を設置するとともに、統括DMA Tを医療救護調整本部（DMA T調整本部）等に配置し、統括DMA Tと連携して医療救護活動を行う。 全国からの災害派遣医療チーム（DMA T）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMA T）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（JMA T福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡JDA T）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 2～3 （略） 第9 （略） 第10節～第13節 第14節 緊急輸送の実施 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 〈主な実施機関〉 県（防災危機管理局・農林事務所・福祉総務課・関係部局）、警察（公安委員会）、市町村、関係機関 第1 （略） 第2 緊急通行車両等の確認（防災危機管理局・農林事務所、警察（公	想定される場合において、保健医療福祉調整本部（医療救護調整本部）にDMA T調整本部を設置するとともに、統括DMA Tを医療救護調整本部（DMA T調整本部）等に配置し、統括DMA Tと連携して医療救護活動を行う。 全国からの災害派遣医療チーム（DMA T）は、派遣後の被災地内での機動的な移動を考慮し、原則として車両による陸路参集を行う。なお、遠方の災害派遣医療チーム（DMA T）の参集に当たっては、空路参集も考慮する。 県は、災害派遣医療チーム（DMA T）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMA T）活動の終了以降、福岡県医師会災害医療チーム（JMA T福岡）、日本赤十字社福岡県支部、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、福岡県歯科医師会災害歯科支援チーム（福岡JDA T）、福岡県薬剤師会、福岡県看護協会、<u>日本災害リハビリテーション支援協会（J R A T）</u>、<u>日本栄養士会災害支援チーム（J D A - D A T）</u>、民間医療機関等からの医療救護班派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療救護班等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。 2～3 （略） 第9 （略） 第11節～第14節 第15節 緊急輸送の実施 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 <u>また、県及び市町村は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。</u> 〈主な実施機関〉 県（防災危機管理局・農林事務所・福祉総務課・関係部局）、警察（公安委員会）、市町村、関係機関 第1 （略） 第2 緊急通行車両等の確認（防災危機管理局・農林事務所、警察（公	防災基本計画（R6. 6修正）に基づく修正 字句の修正 字句の修正 防災基本計画（R6. 6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
安委員会)) (略) 1 申請手続 緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用 者は、「緊急通行車両等確認申請書」及び「緊急通行車両等として 使用することを疎明する書類」、「自動車検査証(写)」を、県又は 県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 (1)～(2) (略) 2 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付 緊急通行車両等であることを認定したときは、知事又は県公安 委員会は、速やかに緊急通行車両等確認証明書及び標章を申請者 に交付する。 3 災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について第2編「災害予防計画」第3章「効果的な 応急活動のための事前対策」第9節「交通・輸送体制の整備」第1 「緊急通行車両等の事前届出(県公安委員会に限る)」に定める緊 急通行車両等の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審 査を省略し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を直ちに申請者 に交付する。 資料編 緊急通行車両等－緊急通行車両等関係資料 参照 第3～第4 (略) 第15節 保健衛生、防疫、環境対策 (略) 第1 保健衛生(保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村) 1～4 (略) 5 愛護動物の救護等の実施(生活衛生課、畜産課、市町村、関係団 体) (略) (1)～(2) (略) (3) 飼養動物、危険動物等の管理 県、市町村は、飼養動物等を飼養する者及びその関係する団体 と協力して、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策 、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物 の管理等について、必要な措置を講じるものとする。 (4) (略) 第2～第4 (略) 第16節 要配慮者の支援	安委員会)) (略) 1 申出手続 緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用 者は、「緊急通行車両等確認申出書」及び「緊急通行車両等として 使用することを疎明する書類」、「自動車検査証(写)」を、県又は 県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 (1)～(2) (略) 2 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両等であることを確認 したときは、速やかに緊急通行車両等確認標章及び証明書を届出者 に交付する。 3 災害発生時の事前届出車両の措置 県公安委員会は、改正前の災害対策基本法施行令に基づく緊急 通行車両の事前届出又は第2編「災害予防計画」第3章「効果的な 応急活動のための事前対策」第9節「交通・輸送体制の整備」第2 「規制除外車両の事前届出・確認に関する手続」に定める規制除外 車両の事前届出を受けた車両に関する確認申出を受けた場合は、 緊急通行車両等確認標章及び証明書を速やかに申出者に交付する 。 資料編 緊急通行車両等－緊急通行車両等関係資料 参照 第3～第4 (略) 第16節 保健衛生、防疫、環境対策 (略) 第1 保健衛生(保健医療介護部・保健福祉環境事務所、市町村) 1～4 (略) 5 愛護動物の救護等の実施(生活衛生課、畜産課、市町村、関係団 体) (略) (1)～(2) (略) (3) 飼養動物、危険動物等の管理 県、市町村は、獣医師会等と連携し、飼養動物等を飼養する者 及びその関係する団体と協力して、被災した飼養動物の保護収 容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり 要望への対応、人獣共通感染症予防等衛生管理を含めた災害時 における動物の管理等について、必要な措置を講じるものとな る。 (4) (略) 第2～第4 (略) 第17節 要配慮者の支援	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 字句の修正 防災基本計画(R6.6修正) に基づく修正 字句の修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
(略) 第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村） 1 (略) 2 (1) (略) (2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難所の高齢者、<u>障害者</u>等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。 第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村） 1 (略) 2 (1) (略) (2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難所の高齢者、<u>障害者</u>等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。 第3～第5 (略) 第17節 安否情報の提供 (略) 第1 (略) 第2 情報収集 1 県及び市町村は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。 2 (略) 第3～第5 (略) 第18節 (略) 第19節 障害物の除去 関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、<u>主要道路</u>、河川等の障害物の除去を行う。 〈主な実施機関〉 県（県土整備部・農林水産部）、市町村 第1～第7 (略)	(略) 第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村） 1 (略) 2 (1) (略) (2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>を派遣し、避難所の高齢者、<u>障がい者</u>等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。 第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村） 1 (略) 2 (1) (略) (2) 県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）<u>や災害支援ナース</u>を派遣し、避難所の高齢者、<u>障がい者</u>等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。 第3～第5 (略) 第18節 安否情報の提供 (略) 第1 (略) 第2 情報収集 1 県及び市町村は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。 <u>特に、生命又は身体に対する重要な危険が切迫し、位置情報取得が不可欠であると認められる場合、救助の目的のため、携帯電話事業者に対する位置情報要請を積極的に活用する。</u> 2 (略) 第3～第5 (略) 第19節 (略) 第20節 障害物の除去 関係機関は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、住家、又は周辺に運ばれた障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、<u>道路</u>、河川等の障害物の除去を行う。 〈主な実施機関〉 県（県土整備部・農林水産部）、市町村 第1～第7 (略)	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 字句の修正 字句の修正 消防庁防災業務計画（R6.6）の修正に伴う修正 字句の修正 字句の修正 記載の適正化

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第20節 （略）	第21節 （略）	字句の修正
第21節 住宅の確保 （略）	第22節 住宅の確保 （略）	字句の修正
第1 空き家住宅の活用	第1 空き家住宅の活用	
1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。	1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。	
(1) （略）	(1) （略）	
(2) 既存住宅ストックの活用（福祉総務課、住宅計画課、市町村） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	(2) 既存住宅ストックの活用（福祉総務課、住宅計画課、市町村） 既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正
(3) （略）	(3) （略）	
2 （略）	2 （略）	
第2～第6 （略）	第2～第6 （略）	
第22節～第25節 （略）	第23節～第26節 （略）	字句の修正
第26節 交通施設の災害応急対策 （略）	第27節 交通施設の災害応急対策 （略）	字句の修正
第1 道路施設	第1 道路施設	
1 方針	1 方針	
国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、 <u>道路啓開（障害物の除去、応急復旧）</u> 等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。	国土交通省は、管理する国道について早急に被害状況を把握し、 <u>障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧</u> 等を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、交通の確保に関して県、市町村等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、県、市町村等他の道路管理者等に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請又は指示するものとする。	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正
道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開（ <u>障害物の除去、応急復旧</u> ）等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省に報告するほか、道路啓開等を行い道路機能の確保に努めるものとする。	
上記道路啓開等に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開	上記道路啓開等に当たっては、災害対応拠点をつなぐ道路（啓開	

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
道路)を最優先に取り組むこととする。その他の道路啓開優先順位を決定するに当たっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。 併せて、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、道路利用者に対してピーコン、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 ２～５ （略） 第２～４ （略） 第27節～第30節 （略） 第31節 二次災害の防止 危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。 第１ （略） 第２ 降雨等に伴う二次災害の防止 県（河川管理課・砂防課・建築指導課・都市計画課・農村森林整備課・環境保全課）、市町村、市町村及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のＯＢ等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度＊を活用して行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。 市町村は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。	道路)を最優先に取り組むこととする。その他の道路啓開優先順位を決定するに当たっては、ライフライン事業者の被災状況を考慮する。 併せて、道路の通行規制等が行われている場合、ＩＣＴ技術を活用し、道路利用者に対してピーコン、情報板、インターネット等により迅速に情報提供することとする。 ２～５ （略） 第２～４ （略） 第28節～第31節 （略） 第32節 二次災害の防止 危険物・毒劇物等の漏洩等の二次災害及び降雨等に伴う二次災害に対する活動を定める。 第１ （略） 第２ 降雨等に伴う二次災害の防止 県（河川管理課・砂防課・建築指導課・都市計画課・<u>開発・盛土指導課</u>・農村森林整備課・環境保全課）、市町村、市町村及び関係機関は、降雨等による二次的な水害・土砂災害、宅地災害、建築物被害の危険を防止するため、地震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害・宅地災害等の危険箇所の点検を、地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員のＯＢ等）、福岡県防災エキスパート会、福岡県砂防ボランティア協会、斜面判定士等へ協力要請するほか、国のアドバイザー制度＊を活用して行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施するものとする。 また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。 市町村は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。 <u>九州地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣さ</u>	字句の修正 字句の修正 組織再編に伴う修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
* アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度 <u>第32節～第34節（略）</u>	<u>れた緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）は、被災状況調査を実施する場合にはヘリ、無人航空機等を活用するものとし、救命・救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場での活動や、避難所等における給水支援等を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用し、当該部隊や関係団体等との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。</u> * アドバイザー制度・・・(公社)全国防災協会が学識経験者、土木研究所、国土地理院からなるアドバイザーを委嘱し、二次災害の防止に関して助言を行う制度 <u>第33節～第35節（略）</u>	字句の修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第4編 災害復旧・復興計画 第1章 （略） 第2章 災害復旧事業の推進 大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目的が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。 なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。 〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関 第1節 復旧事業計画 （略） 第1～第9 （略）	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 （略） 第2章 災害復旧事業の推進 大規模災害発生後の緊急に実施すべき災害応急対策に一定の目的が立った後、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害発生防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。 なお、災害復旧事業の実施に当たっては、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。 県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 また、被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。 〈主な実施機関〉 国、県、市町村、警察、指定地方行政機関 第1節 復旧事業計画 （略） 第1～第9 （略）	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画 特に県民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 第11～第12 （略） 第2節 （略） 第3章 被災者等の生活再建等の支援 災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。 なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。 県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し	第10 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画 特に県民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。 <u>道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。</u> 第11～第12 （略） 第2節 （略） 第3章 被災者等の生活再建等の支援 災害時には、多くの人々が罹災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。 なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。 県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとし、<u>国〔九州管区行政評価局〕は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。</u> 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局が非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実現できるよう努めるものとする。 県及び市町村は、平常時から、被災者支援を担当する部局を明確化し	防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正 防災基本計画（R6.6修正）に基づく修正

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由												
、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（総務部・保健医療介護部・福祉労働部等）、市町村、関係機関 第1節～第3節（略） 第4節 <u>女性のための相談</u> 災害によって生じた<u>女性特有の問題</u>について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <table><tr><th>機関名</th><th>措置事項</th></tr><tr><td>県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）</td><td>男女共同参画センターは、<u>災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など</u>に対応するため、<u>電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。</u></td></tr><tr><td>市町村</td><td>指定避難所等において、<u>女性特有の問題</u>に関する相談を受ける。</td></tr></table> 第5節～第11節（略）	機関名	措置事項	県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など</u> に対応するため、 <u>電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。</u>	市町村	指定避難所等において、 <u>女性特有の問題</u> に関する相談を受ける。	、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 なお、市町村は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図るよう努めるとともに、県及び市町村は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努めるものとする。 〈主な実施機関〉 国、県（総務部・保健医療介護部・福祉労働部等）、市町村、関係機関 第1節～第3節（略） 第4節 <u>男女の心身の健康に関する相談</u> 災害によって生じた<u>女性、男性それぞれが抱える問題</u>について相談に応じるため、次に掲げる措置を講ずるものとする。 <table><tr><th>機関名</th><th>措置事項</th></tr><tr><td>県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）</td><td>男女共同参画センターは、<u>災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）</u>に対応するため、<u>電話やメール、面談等による相談を実施する。また、県は、健康管理を行っている保健師等と連携して相談窓口の周知に努め、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整備する。</u></td></tr><tr><td>市町村</td><td>指定避難所等において、<u>女性、男性それぞれが抱える問題</u>に関する相談を受ける。</td></tr></table> 第5節～第11節（略）	機関名	措置事項	県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）</u> に対応するため、 <u>電話やメール、面談等による相談を実施する。また、県は、健康管理を行っている保健師等と連携して相談窓口の周知に努め、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整備する。</u>	市町村	指定避難所等において、 <u>女性、男性それぞれが抱える問題</u> に関する相談を受ける。	内閣府ガイドラインを踏まえた修正
機関名	措置事項													
県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害によって生じたストレスなど女性の心身の健康や夫婦・親子関係の問題など</u> に対応するため、 <u>電話相談の実施や保健福祉環境事務所等と共同で指定避難所等必要な場所への女性の相談員や保健師の派遣など、女性のための相談を実施する。</u>													
市町村	指定避難所等において、 <u>女性特有の問題</u> に関する相談を受ける。													
機関名	措置事項													
県 （男女共同参画推進課、各保健福祉環境事務所）	男女共同参画センターは、 <u>災害後、生活環境の変化に伴って生じる様々な問題（家族との関係の変化による不安やDVの発生、孤立や活力の低下による心身の不調等）</u> に対応するため、 <u>電話やメール、面談等による相談を実施する。また、県は、健康管理を行っている保健師等と連携して相談窓口の周知に努め、性別や被害の大小にかかわらず、気軽に相談を受けられる体制を整備する。</u>													
市町村	指定避難所等において、 <u>女性、男性それぞれが抱える問題</u> に関する相談を受ける。													

福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 (略) 1 県、市町村、関係機関 (1)～(2) (略) (3) 農林漁業関係融資（団体指導課・漁業管理課） 災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。 被災農業者 被災林業者 被災漁業者 被災組合 共同利用施設 天災資金〔経営資金〕（農協等） 天災資金〔事業資金〕（中金）（信連） 農業基盤整備資金（公庫） 主務大臣指定災害（公庫） 復旧資金〔施設資金〕 林業基盤整備資金（公庫） 漁業基盤整備資金（公庫） 漁船資金（公庫） 共同利用施設災害（公庫） 復旧資金 農林漁業セーフティネット資金 （公庫）〔災害資金〕 農林漁業災害対策資金 特別資金（公庫） 経営安定資金（農協等） 中金＝農林中央金庫 信連＝信用漁業協同組合連合会 公庫＝日本政策金融公庫 2～3 (略) 第2節 (略) 第5章 (略)	第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 (略) 1 県、市町村、関係機関 (1)～(2) (略) (3) 農林漁業関係融資（団体指導課・漁業管理課） 災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。 被災農業者 被災林業者 被災漁業者 被災組合 共同利用施設 天災資金〔経営資金〕（農協等） 天災資金〔事業資金〕（中金）（信連） 農業基盤整備資金（公庫） 農林漁業施設資金 〔主務大臣指定施設〕災害復旧 （公庫） 林業基盤整備資金（公庫） 漁業基盤整備資金（公庫） 漁船資金（公庫） 農林漁業施設資金 〔共同利用施設〕（公庫） 農林漁業セーフティネット資金 （公庫）〔災害資金〕 農林漁業災害対策資金 （農協等）〔災害資金〕 中金＝農林中央金庫 信連＝信用漁業協同組合連合会 公庫＝日本政策金融公庫 2～3 (略) 第2節 (略) 第5章 (略)	融資資金名の変更等に伴う 修正